

(参 考)

【災害復旧技術専門家 派遣制度】

自然災害が発生した際、地方公共団体からの要請に基づいて、「災害復旧技術専門家」を災害現地に派遣し、地方公共団体の行う災害復旧活動の支援・助言を行う制度。

平成15年創設。平成26年度から、大規模災害時に国土交通省水管理・国土保全局防災課が被災自治体と調整の上、技術専門家を派遣する制度としている。

【災害復旧技術専門家】

災害復旧制度を熟知し、災害発生時等に地方公共団体の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等を可能なものとして「公益社団法人 全国防災協会」が認定し、登録された者。平成28年6月16日現在、技術専門家登録者数として267名登録。

【公益社団法人 全国防災協会】

災害に対し「強靱な社会の構築」を目指すため、洪水、高潮、地震、津波、土砂災害等の自然災害について、予防、減災、緊急対応、復旧、復興を含め十分な備えを図ることにより災害を最小化させるため、災害防止、及び災害復旧に関する必要な方策を考究し、施策、技術に関する調査研究や地方自治体への支援を行うとともに、成果を公表・普及し、国民への防災意識を高め、これらに関する事業を行い、国土の保全並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益社団法人。

【「本省災害査定官」と「災害復旧技術専門家」の役割分担について】

本省災害査定官

- ・災害復旧の迅速化に向け、災害査定全体のマネジメントを支援。
- ・現地では、災害査定を進め方、復旧方針・工法決定に向けた技術的指導や助言等を実施。

災害復旧技術専門家

- ・災害査定申請の迅速化に向け、査定準備に関する技術的支援を実施。
- ・現地では、測量や被災原因調査に関する技術的支援や助言、復旧工事実施に向けた具体的な工法指導等を実施。